

国民健康保険からのお知らせ

こんなときは14日以内に届け出を

国民健康保険(以下:国保)の資格に変更があった場合は、必ず14日以内に届け出をしてください。

こんなとき		届け出に必要なもの
国保に入る時	他の市区町村から転入した時	印鑑、他の市区町村の転出証明 国民健康保険証 (転入する世帯に国保の加入者がいる場合のみ) 老人保健の負担区分証明書(老人医療給者のみ)
	職場の健康保険をやめた時	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書 国民健康保険証(同じ世帯に国保加入者がいる場合のみ)
	子どもが生まれた時	印鑑、国民健康保険証
	生活保護を受けなくなった時	印鑑、生活保護廃止決定通知書
	外国人の方が入る時	外国人登録証明書 国民健康保険証(同じ世帯に国保加入者がいる場合のみ)
国保をやめる時	他の市区町村へ転出する時	印鑑、国民健康保険証 老人医療受給者証(老人医療受給者のみ)
	職場の健康保険に入った時	印鑑、国民健康保険証 職場の健康保険に加入した証明書
	国保の被保険者が死亡した時	印鑑、国民健康保険証 老人医療受給者証(老人医療受給者のみ)
	生活保護を受けるようになった時	印鑑、国民健康保険証、生活保護開始決定通知書
	外国人の方がやめる時	国民健康保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象となった時	印鑑、国民健康保険証 年金証書(加入期間・受給権発生年月日記載のもの)
	同じ市区町村内で住所が変わった時	印鑑、国民健康保険証
	世帯を分けたり、一緒にした時	印鑑、国民健康保険証
	出稼ぎや長期の旅行に行く時	印鑑、国民健康保険証
	就学のため、市外に転出する時	印鑑、国民健康保険証、在学証明書等
	保険証をなくしたり、破損したりした時	印鑑、国民健康保険証(破損している場合) 官公庁発行の顔写真入の身分証明(運転免許証等)

《届出窓口・問い合わせ》保険課国民健康保険係(市役所本庁舎1階17番窓口、☎22-3199)または各振興局保険係

毎月の国民年金保険料は、翌月末までに納めることになっています。納期限を2年過ぎた保険料は、時効により納めることができなくなります。納め忘れがないか、納付書の使用期限をご確認ください。納め忘れがあると、将来受ける老齢基礎年金が減額され、場合によっては老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されないこともあります。

半額免除の承認を受けている人も、半額分の保険料を納めないといふ扱いになります。国民年金保険料はきちんと納めましょう。なお、納付書を紛失した場合は、社会保険事務所へご連絡ください。納付書を再発行します。

●社会保険事務所職員「国民年金推進員」が身分証明書を携帯し、皆さんご家庭を訪問し、保険料納付のご案内、口座振替のお願い、国民年金制度の説明などを行っています。土日、夜間も実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

《問い合わせ》
・市役所市民課国民年金係本庁舎1階、☎22-3187 または各振興局市民係
・佐伯社会保険事務所国民年金課(女島9029-5、☎22-1970)

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

行政相談

- 米水津地域
・とき 3月20日(月)9時～11時30分
・ところ 竹野浦地区センター
・相談担当 井上節子さん(行政相談委員)
《問い合わせ》
米水津振興局総務室(☎35-6111)

行政相談・心配ごと相談

- 蒲江地域
・とき 3月17日(金)9時～12時
・ところ 蒲江地区公民館
・相談担当 木許恵規さん(行政相談委員)
民生委員2名
《問い合わせ》
蒲江振興局総務室(☎42-1111)